

アフリカ豚コレラ(ASF)拡散防止のため坡州・金浦・漣川に特段の措置を推進
管内の豚全頭買取り後、予防的殺処分

10月3日、農林畜産食品部は「ASF 拡散遮断のための措置推進」と題する報道資料を発売したところ概要以下のとおり。

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbwWFmc mEIMkY2OCUyRjMyMTU3MCUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D>

【本文】

農林畜産食品部(長官キム・ヒョンス、以下「農食品部」)は、坡州・金浦市において2日で4件のアフリカ豚コレラが追加発生したことから坡州・金浦市の管内発生農場から半径3km外の豚に対しても早期に特段の措置を推進することに該当地方自治体と協議したと明らかにした。

協議された内容は次の通りである。

①まず豚*を買い上げ、10月4日から申請を受けて直ちに推進する。

*5か月以上飼育し、食用として出荷可能な豚

買い上げ対象の豚は農家で事前に精密検査を経て、異常がない場合に、と畜場への出荷を認め、と畜場で再び臨床・解体検査を経て安全な豚だけと畜後に備蓄する。

ただし、発生農家の半径3km内の既存の殺処分対象農家は買入れ対象から除外。

②買い上げを行わない残りの豚全頭については予防的殺処分を迅速に推進する。

あわせて農食品部は、漣川郡の場合、発生農場から半径10km内の養豚農家対象の買い付けと予防的殺処分を速やかに議論し、推進する計画である。

また、農食品部は、最近、坡州、金浦で相次いで4件のアフリカ豚コレラが発生したことにより境界地域のと畜場、糞尿処理施設、飼料工場など畜産関連施設と車両や農場などに対する集中的な消毒のため、京畿、仁川、江原道の一時的移動中止命令を10月4日3時30分から10月6日3時30分まで48時間延長することにした。

(以上)